

□変形労働時間制について

●労働時間の総枠

- ・ 1ヵ月単位の変形労働時間制

歴日数	所定労働時間 8 時間	所定労働時間 7 時間
31 日	177 時間 06 分	155 時間
30 日	171 時間 24 分	150 時間
29 日	165 時間 42 分	145 時間
28 日	160 時間	140 時間

※週所定労働時間（40時間（44※）） × 変形期間の歴日数 ÷ 7

- ・ 規模 10 人未満の商業・映画・演劇業・保健衛生業・接客娯楽業の事業（特例対象事業場）については、週 44 時間に読み替えて計算

- ・ 3ヵ月以上 1年単位の変形労働時間制

	所定労働時間 8 時間	所定労働時間 7 時間
1 年（365 日）	2,085 時間 42 分	1,824 時間 54 分
1 年（366 日）	2,091 時間 24 分	1,829 時間 48 分
6 ヶ月（183 日）	1,045 時間 42 分	914 時間 54 分
3 ヶ月（92 日）	525 時間 42 分	459 時間 54 分

※365 日 ÷ 7 日 ≒ 52.14 週

40 時間 × 52.14 週 ≒ 2,085 時間

35 時間 × 52.14 週 ≒ 1,824 時間

●労働日数・労働時間上限

1 年あたりの労働日数上限	280 日（年間休日 85 日）
1 日あたりの労働時間上限	10 時間まで
1 週間あたりの労働時間	52 時間まで
原則連続で労働できる日数	連続 6 日
特定の連続で労働できる日数	1 週間に 1 日の休み（最大連続 12 日）

※280 日 × 対象期間の歴日数 ÷ 365

●年間労働日数及び年間休日

1日の労働時間が8時間	260日（年間休日105日）
1日の労働時間が7時間45分	269日（年間休日96日）
1日の労働時間が7時間30分	278日（年間休日87日）
1日の労働時間が7時間	280日（*上限のため年間休日85日）

※2,085時間÷8時間≒260日

●年平均所定労働時間について 【平成30年1月～12月】

◆土・日・祝日を所定休日とする場合

1日8時間の場合・・・165時間18分

1日7時間の場合・・・144時間40分

<計算根拠>

年間休日・・・117日（土曜日曜104日、祝日13日（土日除外））

365-117=248日（労働日数）

248日×8時間÷12月≒165時間18分（月平均所定労働時間）

248日×7時間÷12月≒144時間40分（月平均所定労働時間）

◆土・日・祝日+特別休暇（年末年始・夏季休暇）を所定休日とする場合

1日8時間の場合・・・161時間18分

1日7時間の場合・・・141時間6分

<計算根拠>

年間休日・・・123日（土曜日曜104日、祝日13日（土日除外）+年末年始3日+夏季3日）

365-123=242日（労働日数）

242日×8時間=1,936時間 1,936時間÷12月≒161時間18分

242日×7時間=1,694時間 1,694時間÷12月≒141時間6分